

○東北地方整備局告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十五日

東北地方整備局長 徳山日出男

第1 起業者の名称 山形県

第2 事業の種類 山形県立鶴岡病院改築整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内を起業地とする「山形県立鶴岡病院改築整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち「山形県立鶴岡病院改築整備事業」（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体が設置する病院に関する事業であり、法第3条第24号に掲げる事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路及び農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

本件事業は、山形県が山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年山形県条例第59号）により設置した山形県立鶴岡病院事業に係る病院を整備するものであり、また、病院の開設にあたっては、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により、開設地の都道府県知事の許可（以下「開設許可」という。）を要するところ、山形県知事から本件事業に係る病院についての開設許可を与える見込みである旨の意見があることから、起業者は本件事業を遂行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

山形県病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、平成23年5月末現在で4箇所の病院を運営している。

しかしながら、鶴岡市に存する山形県立鶴岡病院（以下「現病院」という。）は、当初の建築から40年以上が経過しているため施設の老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきている。また、山形県が策定した山形県保健医療計画において、精神医療基幹病院として、その医療機能の充実が掲げられている。

本件事業は、山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内に現病院を移転整備するものであり、本件事業の完成により、山形県の精神医療基幹病院として救急医療システムの充実が図られ、児童思春期、社会的ストレスへの対応など、精神医療の確保及び水準の向上に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年4月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が特別の措置を講ずるべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきている現病院を移転新築し、精神医療基幹病院となる県立病院を整備する事業である。

本件事業の起業地については、申請案と外2案について検討が行われている。申請案と外2案を比較すると、申請案は国道に近く他地域からのアクセスも良好であり公共バスの便が良いこと、近隣に福祉施設が集積しており、お互いに連携することにより機能の充実が図られること、長期入院者の社会復帰訓練に活用が見込まれる商業施設が集積していることなどから、社会的、機能的、医療的及び

経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、施設の老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鶴岡市長などから本件事業の早期改築について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県鶴岡市役所